

北海道大学学術成果コレクション資料提供・公開細則

(平成18年3月17日図書館委員会裁定)

(平成19年12月20日改正)

(趣旨)

1. 本細則は、北海道大学学術成果コレクション運用要項第2条に定める目的を達するために、同要項第4条に基づき北海道大学学術成果コレクション（以下「本コレクション」という。）における資料の提供・公開に係る事項を定めるものである。

(提供者の定義)

2. 本コレクションにおいて、資料を提供することができる者（以下「提供者」という。）は、本学の構成員のうち、以下の者とする。
 - (1) 教員等（教授・准教授・講師・助教・助手、特任教授・准教授・講師・助教・助手、客員教授・准教授）
 - (2) 名誉教授
 - (3) 技術職員
 - (4) 教務職員
 - (5) 図書系事務職員
 - (6) 大学院（各研究科・学院、専門職大学院）在籍の学生
 - (7) 研究員
 - (8) その他、特に館長の認めた者

(公開対象資料)

3. 本コレクションにおいて公開する資料は、以下の条件をすべて満たすものとする。
 - (1) 提供者が、原則として本学在籍中に単独もしくは共同で作成した学術資料であること。
 - (2) 公開に当たって、法令上、社会通念上及びセキュリティ上問題が生じないものであること。
 - (3) 提供者が、本学就業規則「国立大学法人北海道大学成果有体物取扱規程」、「国立大学法人北海道大学職務発明規程」の適用を受ける場合、各規程上問題が生じないものであること。
 - (4) 資料の種別として以下のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 公表済資料
 - ① 商業出版社もしくは学協会が発行する、冊子体または電子的な学術雑誌や会報に掲載されたことのある資料。
 - ② 講演会・発表会等において使用したことのある発表用資料、会議資料。
 - ③ 紀要、広報誌等の学内刊行物に掲載されたことのある資料。
 - ④ 学位を取得するために本学に提出した論文等の資料。
 - ⑤ その他、書籍や一般商業雑誌に掲載されるなど、一般的な形で公表したことのある資料。
 - (イ) 教育資料
研究指導・講義等の教育的な目的で作成した教材、講義資料。公表・未公表を問わない。
 - (ウ) その他、特に館長の認めた資料

(提供者 ID の申請)

4. 提供者は、資料の提供に先立って、附属図書館に対し提供者の認証のための ID（以下「提供者 ID」という。）の発行を申請するものとする。

(提供方法及び内容)

5. 資料の提供は、原則として電子メールに添付する方法を用いて行うものとし、提供する内容は以下のものとする。

- (1) 提供者 ID 及び公開対象資料の電子的複製。(必須)
- (2) 提供する資料が公表済資料である場合、その出典に関する情報。(公表済資料の場合必須)
- (3) 提供する資料のキーワード・解説等、提供者が資料と併せての公開を希望する情報。(任意)

(提供された資料の取扱)

6. 附属図書館は、提供された資料の著作権等の権利関係、その他公開に係る事項を調査し、公開の可否を判断するものとする。これにより附属図書館は、提供された資料を寄贈されたものとして以下のように取り扱うものとする。

- (1) 公開に支障がないと判断した場合は、資料のタイトル・著者名等の情報を確認した上で、本コレクションに保存し、インターネットを通じて学内外に公開する。公開時の資料の利用条件については次項7に定める。
- (2) 公開に支障があると判断した場合は、提供者にその旨通知する。
- (3) 一旦公開した後に公開に支障がある事態が判明した場合は、提供者に断りなく公開を停止し、再公開の可否について調査する。
- (4) 公開後に提供者自身が資料の本文等の主たる内容を改変し置き換えること、ないし資料本体を削除することは、原則として認めない。内容の改変が必要な場合は、当該資料の別版として新規に提供を受ける。資料本体の削除が必要な場合は、提供者の申請に基づいて行う。
- (5) 資料の媒体変換について、保存・公開の目的を達するために必要と判断した場合は、主たる内容を変えない範囲で提供者に断りなく行う。

(公開時の資料の利用条件)

7. 公開することが決定した資料は、以下のいずれかの利用条件が適用され、その下で公開されるものとする。

- (1) 商業出版社・学協会等(以下「出版者」という。)の定める投稿規則ないし出版契約等により、著作権が出版者に委譲されている資料である場合、ないし提供者による著作権の行使が制限されている資料である場合、その規則等の定める条件。
- (2) 上記(1)に該当しない資料である場合、別紙に掲げるCreative Commons Public License(日本法準拠版)「帰属・非営利・同一条件許諾」の定める条件。

(免責事項)

8. 附属図書館は、資料の公開に当たり、利用者に対し「北海道大学学術成果コレクション利用細則」の周知を図るものとする。その上で、資料の公開によって発生した提供者ないし著作権者の損害については、附属図書館は一切責任を負わないものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成19年12月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。